

栃木県知事 福田 富 一 様

2025年1月22日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林 年 治

日本共産党栃木県議団

代 表 野 村 せつ子

2025年度 栃木県予算と施策に関する要望書

今年1月から4月までに値上げが予定されている食品が4か月連続で1千件を超え、6,121品目に達するとの信用調査会社の調査結果が報じられるなど、異常な物価高が今年も続く見通しとなっています。2024年度県政世論調査では、「暮らしが悪くなった」と回答した割合が51.0%で3年連続で過半数になり、悪化した理由として「物価上昇」をあげた人が62.6%、次いで「不景気」が12.1%、「医療費・介護費の出費増」が8.7%で、いずれも前年より増えました。県政への要望の上位は、1位高齢者福祉対策、2位医療対策、3位子育て・少子化対策です。物価高から県民生活を守り、安心して働き、子育てや家族との生活、老後を楽しめる栃木県にすることが県民の切実な願いです。

しかし、昨年発足した石破政権は、低迷する経済や厳しくなる一方の国民生活に対する政治の責任をよそに「自己責任論」に基づく新自由主義路線を走り続けようとしています。国民にさらなる社会保障の給付削減や負担増を押し付けようとしています。国の悪政から県民生活を守りぬく防波堤としての地方自治体の役割がこれほど重要になっているときはありません。

福田知事6期目の最初の年の予算編成にあたり、日本共産党栃木県委員会および同栃木県議団は、県政世論調査の結果や県民各層、地域から寄せられた要望などをもとに「2025年度 栃木県予算と施策に関する重点要望書」（210項目）をまとめました。県民生活を守り、県民の願いに応える県政にするため、ぜひとも新年度予算と施策に取り入れていただくよう要望します。緊急要望については補正予算の編成も含めただちに取り組んでいただくよう要望いたします。また国にたいする要望については、県として国に働きかけていただくよう要望します。

I 【物価高からくらし・福祉・営業を守る緊急対策】 (14項目)

1. 物価高対策の特効薬は、全ての消費者に恩恵があり、消費購買力を高めることにつながる消費税5%への緊急減税を国に求めること。インボイス制度の中止、消費税納税が困難な事業者に対する減免特例措置を実施するよう求めること。
2. ガソリン、燃油、電気代の値上がりにより影響を受ける低所得世帯、小規模事業所、農業者、医療・福祉・介護事業所、NPO法人などに支援を行うこと。
3. 子どもの国保税均等割について、国の減免割合の引き上げを求めるとともに、県と市町が少子化対策・子育て支援の観点から減免を行い、実質ゼロにすること。
4. 福祉灯油制度を創設し、生活保護やひとり親世帯、生活困窮者等を対象に支給できるようにするため市町と協力して取り組むこと。
5. 農水省は2月からフードバンクに政府備蓄米の無償交付を実施する方針だが、法人格や実績の有無、地方公共団体との連携など要件があり、対象の拡大が求められる。県として、国に対象要件の緩和を求めるとともに、対象外のフードバンクにも米が提供できるよう支援すること。
6. 大学の学費値上げが若者の学ぶ環境を悪化させている。国に国立大学の学費値上げの中止を求め、給付型奨学金制度の抜本的拡充を求めること。県として、独自の給付型奨学金制度を創設すること。
7. 生活保護基準を消費者物価の高騰に見合ったものに引き上げるよう国に求めること。
8. 2024年4月に訪問介護報酬が引き下げられ、訪問介護事業所が経営難に陥り危機的状況にあると指摘される。地域の介護崩壊を防ぐため、訪問介護報酬の引き上げを国に強く求めること。県として介護報酬引き下げによる減収への補助を行うこと。
9. 肥料・飼料をはじめ農畜産物の生産費の高騰分を農家に直接補填する緊急対策を国に求め、県も国の支援に上乗せして支援すること。
10. 酪農・畜産の経営悪化が深刻化しており、県内農家の実態を掌握し、営農存続のための緊急支援策を国に求め、県も支援すること。生乳の販売収入が生産費を下回った場合の差額を補填する制度を創設すること。過剰分を県が買い上げ、福祉施設、子ども食堂、学生、生活困窮者などに提供し消費拡大をはかること。
11. 物価高騰に苦しむ中小事業者、商店等の県税、自動車税、国保税、消費税の納税相談、社会保険料滞納等に応じる緊急総合相談窓口を設置し、減免や分納など親身に相談に応じること。
12. 緊急福祉資金の特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件緩和および返済期限の延長をはかること。
13. コロナ対応のゼロゼロ融資の返済に苦しむ事業者に対し、別枠債務にして事業を存続できるよう国に求めること。金融機関にたいし、返済要件緩和等、親身な相談に応じるよう働きかけること。
14. 円安を誘導し、輸入物価を引き上げる「異次元の金融緩和」政策からの抜本的転換をはかるよう国に求めること。

Ⅱ 【各分野の重点要望】

【1】安心の医療・保健

(23項目)

1. 新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類に移行した2023年5月から2024年4月までに543人がなくなり、後遺症で苦しむ人も多く、軽視できない状況にある。警戒を緩めることなく県民への情報発信と感染防止を呼びかけること。発熱外来等での検査費用の負担が重いことから、県として補助すること。
2. インフルエンザの警報級流行により発熱外来の設置拡大が求められる。発熱外来を設置し、検査・診療・治療する医院への支援をおこなうこと。国に発熱外来に対する体制確保補助金の復活や、診療報酬の引き上げを要望すること。
3. 高齢者施設等でコロナ感染症のクラスターが発生した場合、高齢者が施設内での留め置きや療養を余儀なくされることがないように、速やかな入院・隔離と抗ウイルス薬の適切な処方等、早期治療が受けられるようにすること。クラスター発生による減収への支援を行うこと。
4. 抗ウイルス薬、解熱剤、咳止め等が不足なく確保できるよう国に働きかけること。
5. 高齢者の新型コロナウイルス、インフルエンザ、帯状疱疹、肺炎球菌等の予防接種にたいする助成を行うこと。
6. 保健所の保健師等の職員を正規職員として増員し恒常的な体制強化をはかること。
7. 保健環境センター（地方衛生研究所）の人員を維持し、新種の感染症やコロナ株のゲノム解析を速やかに実施できる体制を確保すること。
8. 国民健康保険税の被保険者負担軽減をはかること。国保税を「協会けんぽ並」に引き下げのため、国の公費負担引き上げを求めること。
9. 国民健康保険は医療機関受診の命綱であり、保険税滞納者への機械的な短期保険証への切り替えや資格証明書交付を行わないこと。
10. 国保の傷病手当申請に関する周知を徹底し、申請しやすくすること。
11. 市町村国保税水準統一化の方針は見直すこと。
12. マイナ保険証によるトラブルや個人情報漏洩の危険、医療機関の窓口での混乱も起きている。国に紙の保険証廃止方針を撤回するよう求めること。
13. 後期高齢者医療制度について、国に低所得者への保険料軽減の継続、国庫負担の引き上げを働きかけること。一定の所得を超える人の医療費の窓口負担を2022年10月以前に戻すよう国に求めること。県として基金を活用するなどして保険料引き下げをはかること。
14. 居室間の寒暖差によるヒートショックや脳心疾患等の悪化を防ぐため、とくに風呂場・脱衣場などの暖房設備、通報装置等設置など防止策を啓発、周知すること。
15. 短命県返上をめざし、脳疾患、心疾患による死亡を減少させるため、減塩対策を強化すること。公共施設の食堂や学校給食の減塩対策を推進すること。また減塩食を提供する食堂や宿泊施設、減塩食品を開発・販売する事業者等を支援すること。
16. 疾病の早期発見のため、健診を充実させ、胃カメラ、内臓エコー検査、頸部血管・

甲状腺エコー検査等を無料健診メニューに加えること。

17. 地域医療構想を見直し、新型コロナ感染症への対応などで明らかになった急性期の必要病床数の維持・拡大をはかること。厚生労働省が公表した公立・公的病院の「再編リスト」は撤回を求めること。
18. 地方独立行政法人県立3病院への支援について、十分な財政支援を行い、職員配置と診療体制、患者サポート等を充実させること。患者満足度、職員満足度の向上に努めること。
19. 県立岡本台病院の保護室を増設し、緊急措置入院の体制を確保すること。老朽化した病棟の建て替え等を急ぐこと。
20. 県立がんセンターのあり方を見直し、循環器科の設置やICU、人工透析機器を整備し、そのための財政や人材確保を行うこと。
21. ギャンブル等依存症をとりまく実態を調査し、当事者・家族の相談、治療体制を強化すること。相談拠点である精神保健センターの相談窓口の周知を強化し、基幹病院である岡本台病院の体制強化をはかること。民間専門病院を増やし支援に取り組むNPO等を支援すること。回復施設を県内に設置すること。
22. 県は栃木市、下野市、壬生町の水道水源の35%を地下水から南摩ダムによる県水に切り替えるよう求める方針だが、2市1町の住民は地下水100%の使用を維持するよう求めている。住民合意のない方針押しつけは止めること。
23. 水道広域化推進プランについて、市町それぞれに水需要、水源、給水施設の状況、料金設定などに相違があり、住民の理解と合意のないまま広域化方針を進めることは住民自治の観点から懸念される。再検討すること。
23. 犬猫殺処分ゼロを実現するため、動物愛護団体や獣医師会等と連携してとりくむこと。里親探しのための一時保護所の設置、犬猫の避妊対策への支援制度の創設、虐待が疑われる場合の監視・指導体制を強化すること。

【2】安心の子育て環境

(10項目)

1. 学校給食の無償化に向け、直ちに市町と協議し、2025年度中に市町を支援する制度を実施すること。補助額は少なくとも食材費の3分の2程度とし、財政力の弱い市町の補助率を引き上げ全市町が無償化できるようにすること。全児童生徒を対象とすること。国に対し全国一律の無償化実施を要望すること。
2. こども医療費助成制度の対象年齢が中学3年生まで、現物給付が小学校6年生までに拡大され、市町独自の支援により全市町で高校生まで無料の制度となっている。どこに住んでいてもおなじ支援が受けられるよう県として18歳まで無料化し、現物給付を中学3年生まで拡大すること。国の制度として無料化するよう国に要望すること。
3. 保育所の使用済み紙おむつ持ち帰りゼロ事業を拡充し、保育所における処分費用を助成すること。

4. 県単1歳児担当保育士増員補助金の単価増額、食物アレルギー対応給食提供事業補助金の単価増額を行い、すべての保育施設に対象拡大をはかること。
5. 保育所待機児の掌握方法について、希望する施設に入れられないため待機せざるを得ない場合も待機児数に反映させ、待機児をなくすこと。
6. 児童相談所の予算と体制の強化について、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新たなプラン）に基づく児童福祉司、児童心理司等の配置を進める上で、すみやかな判定・措置や一時保護所の安全な運営、職員の心身の健康とスキルアップのための研修の保障などに留意し、ゆとりある職員体制にすること。県南、県北児童相談所にも一時保護所を設置すること。
7. 中核市宇都宮市における児童相談所設置について、財政的にも職員配置においても最大限支援すること。開設に向けた初期の応援体制や、職員の研修・指導などの支援を行うこと。
8. 2025年度に全市町にこども家庭センターが設置される見込みだが、困難を抱える家庭へのきめ細かな相談支援体制を確立するため、相談員等を増やし、研修などの質的強化がはかれるよう支援すること。
9. こども食堂等に取り組むNPO、ボランティア団体等への支援を抜本的に強化すること。物価・光熱費等高騰や感染対策の備品等の購入などを支援すること。
10. 放課後児童クラブ(学童保育)において、子どもの安全・安心を守るため職員の複数体制、有資格者の配置など「従うべき基準」に戻すよう国に求め、県として運営と指導員の雇用が維持できるよう支援すること。物価高騰への支援や感染対策費等への財政支援を行うこと。

【3】安心の介護・福祉・高齢者対策

(16項目)

1. 安心して介護が受けられる介護保険制度にするため、保険料・利用料の負担引き上げは行わないこと。国に介護報酬の大幅な引き上げを求めること。県独自の保険料、利用料減免制度をつくること。特に低所得者の利用料の免除または軽減を行うこと。
2. 特養ホーム「待機者ゼロ」をめざすこと。高齢者の生活実態を勘案し、要介護3以下の高齢者を潜在的待機者として掌握し、入所できるようにすること。
3. 生活保護行政について、物価高騰のもとで生活保護は命を守る最後の砦であり、国民の権利であることを県民全体に周知し、県施設や健康福祉センター、市町の窓口にも明示し、相談窓口を訪れた人に申請書を渡し、すみやかに手続きに入ること。
4. 国に生活保護の「生活扶助」5%削減を元に戻すよう求めること。母子加算、老齢加算の復活を求めること。
5. 生活保護受給者がエアコンを設置できるよう補助すること。生活実態と必要に応じて車の保有を認めること。
6. 難病患者、障害者の生活支援に県独自の支援を行うこと。とくに重度障害を持つ人

を家族丸ごと支援するピア・サポート事業の拡充をはかり、親身なケアを行う環境を早急に整えること。

7. 物価高騰にもかかわらず年金減額が行われ、暮らしを圧迫している。国にたいし減額をやめ、物価に見合った年金にするよう見直しを求めること。2040年度までに7兆円も年金を目減りさせる「マクロ経済スライド」を廃止するよう求めること。
8. 県内に視覚障害者専用の老人ホームを開設すること。
9. 困難をかかえる高齢者への支援のために、市町と協力し、地域包括支援センターが地域の高齢者の実態を把握し、介護保険や民間事業所では対応できない人を直接救済する体制を強化すること。
10. 県内の健康福祉センターの福祉部門の職員の増員をはかること。
11. 養護老人ホーム増設のため、財政支援などをすすめること。
12. 高齢者への配食サービス、見守り活動、緊急通報システムなどを支援すること。
13. 買い物弱者（買い物難民）をなくすため、移動販売車への補助、商店街・小売店への移動手段の確保を行う市町を支援する制度をつくること。
14. 加齢性難聴の高齢者にとって、補聴器は意欲や能力を活かして無理なく働くことや社会活動への参加、また生活の質の向上に不可欠だが、症状に応じた機器の購入・買い替えなど経済的負担が大きい。市町が行う補聴器購入費への助成にたいし、県が支援する制度をつくること。国に対し、保険適用を求めること。
15. 公共施設、公民館などへの磁器誘導ループシステムの設置などを支援すること。県有施設に設置すること。
16. 重度心身障害者医療費の窓口無料化をはかること。

【4】ジェンダー平等と人権推進、安全なくらし (15項目)

1. 困難な問題をかかえる女性への支援のための施策を推進するために、女性自立支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の体制を強化すること。女性相談支援員の養成・研修を重視し、正規職員化と賃上げ等待遇改善を図ること。
2. DVや性暴力被害者、予期しない妊娠に苦しむ人などの相談・支援に取り組む民間団体との連携を強化すること。被害者支援に取り組む民間団体、NPO等への支援を強化し、運営費等の財政支援を行うこと。
3. 一時保護施設の受け入れや運営、施設での生活について、本人の健康と精神的回復を重視した生活環境を保障すること。
4. 老朽化した母子生活支援施設の建て替え、改修を県の責任で行うこと。
5. 全市町への配偶者暴力相談支援センター設置に全力をあげること。
6. とちエールでの24時間相談体制の実現へ全面的に支援すること。被害の実態掌握のための調査を実施すること。
7. 予期しない妊娠に苦しむ女性への総合的支援を推進し、にんしんSOSとちぎの電話相談、LINE相談等を充実させ、中高生にも周知すること。関係機関・団体、支

援に取り組むNPO、学校現場等との連携・支援を強め、親身な支援体制を強化すること。

8. 緊急避妊薬の一部薬局での試験的販売が開始された。望まない妊娠を避けるため、県として情報提供につとめ、国に入手しやすい制度、価格にするよう求めること。
9. 女性の地位向上をめざし、県の女性幹部職員の登用計画を抜本的に強化すること。県関係機関にも同様の計画を求めること。
10. 性的マイノリティ（LGBTQ）への差別と偏見をなくし、理解を促進し、権利を保障するための具体的な対策を講じること。相談窓口の充実をはかり当事者の要望を反映した支援を行うこと。
11. パートナーシップ宣誓制度は実施から3年、着実に利用者が増えている。制度の周知に努め、当事者の要望などを取り入れさらに支援内容を充実させること。子どもも含めたファミリーシップ制度へと発展させること。
12. 男女共同参画6期計画を策定するにあたって、ジェンダー平等社会の実現をめざしてジェンダー・ギャップの解消、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）を位置づけ、施策に盛り込むこと。
13. 生理の貧困対策を重視し、県庁、県立学校、県有施設の女性トイレに生理用品を常備すること。
14. 自転車事故から身体をまもるヘルメットの着用が進められているが定着していない。市町のヘルメット購入補助事業を支援すること。
15. 若者や子どもたちに人気のあるアーバン・スポーツを推奨し、安全なスケートボード場等競技環境を整備すること。市町の取り組みを支援すること。

【5】災害から県民を守る対策

（15項目）

1. 地震の活発化や気候危機による大雨被害の増加に対応し、地域防災計画や災害ハザードマップを見直すこと。国に気象・地震・火山などの観測体制の抜本的強化を求めること。住民への正確な情報提供を行うため関係機関との協力・連携を強化すること。
2. 不足している消防力を強化し、消防職員、分署を増やし、救急体制の強化をはかること。消防団と団員の増員・育成を支援すること。
3. 国の被災者生活再建支援制度について、支給額を全壊500万円以上、その他の支給額についても引き上げ、一部損壊まで支給対象にするよう求めること。
4. 県版被災者生活再建支援制度について、国の基準の見直しを待つことなく支給額を引き上げるよう市町と合意形成をはかること。半壊、準半壊、一部損壊世帯を対象にし、一定額を支給すること。その額は市町の既存制度を下回らない額とすること。
5. 国に災害救助法住宅応急修理の改善を求め、運用にあたっては対象範囲の拡大、給付上限額の拡大、工事完了期間原則1か月の規定の見直し、工事完了後の申請を認めること、自己修理でも領収書があれば支給対象にするなど柔軟に対応すること。

6. 災害時はもとより、普段から県ホームページや広報、配布物等において、被災者生活再建支援制度や災害救助法住宅応急修理など被災者救援の諸制度をわかりやすく周知すること。
7. 水害における住家被害認定について、実態に即して床下浸水を準半壊、床上浸水以上を半壊、床上0.3メートル以上の浸水を大規模半壊とするなどの見直しを国に求めること。
8. 被災者の救援・支援にあたり、スフィア基準を参考に県の防災計画を見直すこと。避難所について、市町を支援して改善をはかること。避難所の一人当たりの面積基準の見直し、トイレの設置状況、温かい食事の提供、女性・多様な性の尊厳を守ることなどに配慮すること。避難所が不足する場合、民間のホテル、旅館等宿泊施設を借りあげを行うなど抜本的に増やすこと。
9. ジェンダーの視点で避難所の運営を見直すこと。乳幼児のいる世帯への配慮(ミルク、おむつ、アレルギー対応食、肌着等)、生理用品の提供、プライバシー保護、性犯罪防止対策、高齢者への配慮を重視した避難所運営を行うこと。そのための女性の指導者の育成や配置を支援すること。
10. 避難所の備蓄品として、パーティションまたは個別テント、段ボールベッドを基準配備し、枕、マットレス等も配布できるようにすること。県の備蓄を増やすこと。
11. 水洗トイレカーを数台所有し、貸し出せるようにすること。
12. 避難所指定の建物はトイレの洋式化をはかること。冷暖房設備を備えること。
13. 避難所や公的施設に非常用電源を設置すること。
14. 福祉避難所を抜本的に増やし、高齢者や身体・精神障害児者、療養中の人、妊婦、乳幼児、持病のある人など気軽に利用できるよう市町に徹底すること。利用者に費用負担を求めないこと。
15. 自宅等の在宅避難者を支援する体制、仕組みづくりを支援すること。安否確認や情報提供、水・食料・日用品・衛生用品・医薬品などの提供や、自力で支援物資を取りに行けない人への支援策を明確にすること。

【6】教育の充実（教育委員会）（32項目）

1. 小・中学校の学級編成は35人以下としているが、教職員の負担軽減と一人ひとりに行き届いた教育を進めるため、教職員削減計画を見直し、正規教職員を増員し、全学年で30人以下学級にすること。
2. 1日8時間労働の原則を破り勤務時間を延長する「1年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。
3. 教員の多忙化解消のため、国・文科省に対し、教員一人あたりの授業コマ数を1日4コマまでに減らし、そのための教員定数増をはかるよう求めること。学校全体の業務削減をはかること。県版学力テストの廃止、部活動の負担軽減などにとりくむこと。
4. 食育として教育の一環に位置づけられる学校給食費の保護者負担の無償化に向け、2025年度中に実施できるよう知事部局と連携して取り組むこと。

5. 豊かで安全な学校給食にするため、食材の地産地消や有機農産物の使用を推進すること。輸入小麦から発がん物質グリホサートが検出されており、パンの小麦は国産、県産を使用し、また米粉の活用を奨励し、支援すること。
6. 全県立学校、小中学校に正規の栄養教諭、栄養職員を配置すること。
7. 自校方式で給食を提供する学校を増やすため市町を支援すること。
8. 県立高校における学級定数を35人学級に移行させること。
9. 第3期県立高校再編計画を見直すこと。多様な学び方や進路選択を重視し、職業系高校や特例校の統廃合を中止すること。
10. 県立高校入学選抜において、定員割れの場合、再募集を行うこと。
11. 特別支援学校予算を抜本的に増やし、特別支援学校を新設し、通学の負担をへらすこと。国に学校建設への補助率引き上げを求めること。
12. すべての特別支援学校において、設置基準に合わせた教室の整備・改修を行うこと。
13. 障害の重度化重複化、多様化に対応できるよう特別支援学校および支援学級の教員を増員すること。
14. 障害のある子ども・家族に対する学校、医療・福祉など専門機関とのネットワークを強化し地域全体の支援体制をつよめること。
15. 那須および栃木特別支援学校の寄宿舎は廃止方針を撤回すること。
16. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを拠点校に止まらず、全小中学校に配置すること。
17. 県立高校の体育館にエアコンを設置すること。小・中学校の体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化を促進すること。国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。
18. 小中一貫化や義務教育学校設置をなどにより安易な小・中学校の統廃合は行わないよう市町に助言すること。
19. 教育委員会、教育現場において障害者雇用を増やし、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えた働き方を促進すること。
20. 要保護世帯に支給される就学支援制度の入学準備金について、全市町で入学前支給が実施されるようにすること。また準要保護世帯への支給は市町単独事業であるが、日光市や宇都宮市では小学校、中学校新入生とも入学前支給を実施している。教育委員会として全市町の状況を把握し、入学前支給を行うよう市町に働きかけること。
21. 教職員に成果主義を持ち込む勤勉手当を廃止すること。勤務評価を賃金にリンクさせないこと。非常勤教員と正規教員の同一労働同一賃金を実現すること。
22. 教育機会確保法の施行に伴い、不登校対策を抜本的に強化すること。不登校の子ども権利を尊重し、学校への復帰を前提にせず、学校以外の場所での学びを保障すること。様々な学びの場（フリースクール、フリースペースなど）の運営を支援し、子どもが通うのにかかる費用を支援すること。

23. 子どもの居場所を増やし、公的な施設を提供すること。
24. 不登校の家庭への経済的支援、親の会の活動を支援すること。相談窓口の設置と周知、教育、医療、児童福祉の専門家やフリースクール、親の会などとの結びつきを支援すること。
25. 行き過ぎた管理教育、競争教育を改め、学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放すること。
26. 教育現場で性的マイノリティ（LGBTQ）への理解促進のため、全ての教職員を対象に研修を実施し、子どもたちの理解を促進するため、授業で取り扱うこと。
27. 性的マイノリティ（LGBTQ）の児童・生徒への支援について、制服・体操着など性別を問わない選択制とすること、標準にとられない髪型を認めること、着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認めること、修学旅行等宿泊を伴う行事での配慮を行うことなど、当事者の要望や事情に即して対応すること。
28. 公立夜間中学校を県南校のほか、宇都宮市、県北に開設すること。公立夜間中学校と市町教育委員会、民間の夜間学校との相互連携を重視すること。自主夜間中学校の運営を支援し、公共施設の使用等に便宜をはかること。
29. 全国で「ブラック校則」といわれる人権侵害やセクハラに等しいような校則の問題が顕在化している。県立高校の校則について、人権、多様性、ジェンダー平等の観点から、生徒の意見を反映させた自主的な点検・見直しを促進すること。
30. 子どもの年齢・発達に即した包括的性教育を小・中・高校教育に導入すること。子どもたちを性暴力や予期しない妊娠から守り、思春期の豊かな成長を保障するために、生殖、避妊についての科学的な知識、互いを尊重し合う人間関係を築く重要性、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべなどを学ぶことを重視すること。
31. 県立学校において、保健室のほか校内の各女子トイレに生理用品を配備すること。必要とする生徒が気兼ねなく使用できるようにすること。市町教育委員会においても小・中学校で実施できるよう支援すること。
32. 私学助成を拡充し、入学金、納付金も免除対象にすること。（経営管理部）

【7】雇用と中小企業への支援（13項目）

1. 物価上昇を上回る賃上げ実現へ、地方の格差をなくし、全国一律最低賃金時給1500円以上への引き上げを早期にはかること。
2. 中小企業への社会保険料の負担軽減など賃上げのための支援を国に求めるとともに、県として中小・零細業者の賃上げ支援策を講じること。
3. 医療、保育、介護等のケア労働者の賃金は全産業平均より月5万円以上低いといわれる。国に全産業平均並への賃上を求め、県は国の支援に上乗せしてケア労働者の賃上げを支援すること。
4. 非正規ワーカーの待遇改善へ、県が積極的役割を果たし、県、出先機関等の会計年度任用職員の賃上げ、継続して働ける制度への見直しなど待遇改善にとりくむこと。

5. 女性活躍推進法に基づく取り組みを強化し、女性管理職の登用拡大、男女賃金格差の是正、男女共に長時間労働の是正など県内企業・事業所に働きかけること。とくに賃金格差の是正に取り組む企業を評価し、支援すること。
6. 国に会計年度任用制度を見直し、無期雇用への転換や「公募ルール」廃止を求めること。
7. パートタイム・有期雇用労働法において、不合理な待遇差の禁止や同一労働同一賃金の義務化が明記され中小企業にも適用されたが、これを口実にした正規労働者の賃下げ・労働条件切り下げにならないよう、社会全体の賃金や労働条件の底上げにつながるよう啓発に努めること。
8. 住宅・店舗のリフォームは、断熱・省エネ、再エネなどカーボンニュートラルの推進、耐震化やバリアフリー、ヒートショック対策、空き家・空き店舗対策など環境と健康、福祉など多面的な効果が見込まれる。中小企業の仕事を増やし、経済効果が高い。経済活性化と県民の命と財産を守る事業と位置づけ、補助制度を創設すること。
9. 所得税法56条を改正し、家族従業員の働き分が正当に評価されるように税制改正を国に求めること。
10. 県と受注事業者の間で結ばれる契約に、残業なしで生活できる賃金と人間らしく働くことができる労働条件を定める公契約条例を制定し、公共事業の質を確保するとともに、県内事業所で働く労働者等の働き方の改善、賃上げを促進すること。
11. 県および関係機関の障害者雇用を促進し、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にすること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。
12. 外国人労働者の人権侵害につながる転職・転籍の制限による事実上の退職のけん制の是正・撤廃を国に求めること。また地方の人材確保のため、外国人も含む全国一律最低賃金制度に踏み出すよう求めること。
13. 外国人労働者等が希望を持って安心して働き、住民生活が送れるよう就労、日本語の習得、子どもの教育、医療等のワンストップ相談窓口を設置すること。

【8】農業・農村の振興

(14項目)

1. 食料自給率の引き上げ目標を明確にし、向上させる農政への転換を国に強く求めること。そのために、必要のないミニマムアクセス米、乳製品の輸入中止と需要減に見合った輸入コントロールを行うよう求めること。
2. 米不足の背景には、主食である米の需給と供給、農家の所得安定に責任を持たない農政の失政がある。市場まかせの米政策を転換し、再生産可能な生産者米価を保障し、安心して買える消費者米価とするよう差額分の直接支援を行うよう国に求めること。
3. 農家の経営を守るために、農産物の価格保障、所得保障を国に求め、県も取り組むこと。

4. 主な生産物に家族労働費を含む生産費を基準にした価格と市場価格との差額を補填する「不足払い」制度を国に求めること。
5. 水田活用の直接支払い交付金に係る交付要件減額方針の中止・見直しなどを国に求め、水田農業を守ること。
6. 人と環境にやさしい有機農業を飛躍的に拡大するため、有機農業者の技術の普及・定着を支援し、農業試験場や県立農業大学校の研究、教育課題として重視すること。保育所、学校給食の食材に採用し、安定した販路を保障すること。
7. 鳥インフルエンザや豚熱発生による農家への殺処分手当・特別手当金は逸失利益を含め補償するよう求めること。防疫作業にあたる自治体職員や従事者の安全・健康対策、作業に見合う手当の支給等に必要な予算措置を求めること。
8. 豚熱感染防止対策として、豚へのワクチン接種、野生動物の接近を防ぐ防護柵の設置、野生イノシシへの経口ワクチン投与などあらゆる手立てを講じること。養豚農家への衛生管理指導等に従事する家畜防疫員や獣医師の増員等体制を強化すること。
9. 地産地消を推奨し、県産農産物の消費拡大の取り組みを強化すること。朝市、直売所、地元食材活用の加工・販売事業所への支援、教育・福祉施設や企業の給食などへの活用を支援する制度を創設すること。
10. 学校給食の食材への県産農畜産物の利用拡大をはかること。地場産食材の活用率60%以上を目標とし、とちぎ地産地消推進事業費等の補助金を大幅に増額すること。
11. 米・麦・大豆などの公共品種を守る新しい法律の制定を国に求めること。米、麦、大豆の種子の安定的な生産・供給に県が責任をもってとりくみ、十分な予算措置を行うこと。種苗の生産供給にかかわる県の指導・助言を後退させず、人員確保と人材育成に努めること。原種、原原種の生産は県の責任で行い民間事業者への指定はしないこと。原種農場の予算と体制を維持すること。
12. 農業試験場はじめ研究機関の予算を増やし、奨励品種の選定、温暖化に対応した新品種の開発・保管、病害虫対策等の研究を強化すること。
13. 農業次世代人材投資資金制度の対象年齢の引き上げ、支援額の引き上げ、支援期間の延長などを国に求め、県として新規就農する青年への支援策を拡充すること。
14. 持続可能な農業の発展に適した担い手である家族農業を支援し、2028年までの国連「家族農業の10年」決議に呼応した家族農業推進の施策を実施すること。

【9】 環境と林業、原発・廃棄物対策 (17項目)

1. 昨年12月公表の国の第7次エネルギー基本計画原案は、原発再稼働だけでなく、新增設も含めた方向が示され原発回帰となっている。石炭火力発電からの撤退期限も明確にしていない。国に対し、原発や石炭火力依存から転換し、省エネと一体で再エネ100%をめざす計画とするよう求めること。
2. 日本原子力発電株式会社は40年以上経過し老朽化した東海第2発電所の再稼働を

めざしているが、防潮堤施行不良が発覚するなどして工期を延長している。県境から32キロの至近距離にあり、過酷事故が起きれば、県民の暮らしと健康、営業が根底から脅かされる。県民の安全を守る責務を負う県として、再稼働に反対し廃炉にするよう原電に申し入れること。

3. 東京電力株式会社は、福島第一原発事故が収束せず、事故原因・教訓が明らかになっていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発の再稼働をめざしている。再稼働に反対すること。
4. 塩谷町への放射性指定廃棄物処分場選定を白紙撤回するよう国に求めること。特措法の見直しと8,000ベクレル/kg以下の廃棄物を国の責任で保管・処理するよう国に求めること。
5. 環境省が進める農家保管の放射性指定廃棄物の集約・減容化について、住民参加のオープンな意見交換の場を設け、要望に基づいた対応を国に求めること。
6. 原発事故によるこどもの健康への影響を県として調査すること。
7. 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱を見直し、最終処分場の設置等に際して協議が必要とされる関係自治体の範囲の拡大、立地基準の距離制限の拡大をはかること。また工業団地も対象とすること。
8. メガソーラー発電施設は、自然環境破壊や災害誘発の危険、景観破壊などが懸念され、自然環境、生活環境への影響が懸念される場所への立地や規模を規制する条例を制定すること。
9. エコグリーンとちぎ（馬頭最終処分場）に住民が反対する県外廃棄物、放射性廃棄物を持ち込まないこと。運営・管理の情報公開を徹底すること。
10. 森林環境譲与税との二重課税となる県独自の目的税「とちぎの元気な森づくり県民税」を廃止または減額すること。
11. 梅、桃、桜などの害虫クビアカツヤカミキリ被害の早期発見と防除対策を強化し、果樹農家への支援を強化するとともに個人の所有木伐採にも補助すること。
12. 2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーへの転換を促進し、2030年までの温室効果ガス削減目標2013年度比50%を前倒し実現すること。
13. 再生可能エネルギー導入「促進区域の設定」にあたって、住民への情報提供、意見のくみ上げを重視し、十分な理解と合意の下にとりくむこと。「促進区域」制度の活用にあたって、温室効果ガスの吸収源である森林の伐採や、急傾斜地への設置を規制するゾーニングを明確にすること。
14. 家庭でのカーボンニュートラル取り組み促進のため、住宅への太陽光発電・蓄電池の設置、住宅断熱化、省エネ家電への買い換えなどを助成すること。
15. ガソリン車からEV車への転換を促進するため住宅の充放電器設置に対する補助制度を創設すること。

16. ソーラーシェアリング、小規模バイオマス発電、小規模水力発電の普及を推進し、補助制度を創設すること。
17. 昨年末、宇都宮市や真岡市の井戸が有機フッ素化合物PFASの暫定基準値をこえる汚染が判明し、宇都宮市では汚染か所が拡大している。国に対して欧米並みの厳しい基準と対策を講じるよう求めること。県として汚染源の特定に全力をあげるとともに、水道水、地下水の自主的な調査箇所を増やすこと。市町と協力して防災用井戸などの調査を行うこと。環境森林部を軸に、保健福祉部、農政部、産業観光労働部に担当者を配置し情報を共有して対策にあたること。

【10】公共事業のあり方とまちづくり (22項目)

1. 公共事業のあり方を見直し、大型開発事業を削減し、防災・老朽化対策優先、生活に密着した事業中心に切り替えること。
2. 県有施設の耐震化、ブロック塀倒壊対策を急ぐとともに、市町の教育・福祉施設、公民館等の耐震化を支援すること。民間・民家のブロック塀倒壊対策を助成する制度を実施している市町への財政支援制度を創設すること。
3. 崖崩れ危険箇所の点検・改修を前倒しで実施すること。
4. 熱海市で発生した土砂災害を教訓に、2025年度から宅地造成及び特定盛土等規制法が運用される。危険な盛土や残土の実態把握と点検を行い、必要な対策を講じること。
5. 河川整備計画について、未策定の河川の策定を急ぐとともに既存計画を過去最大の降水量をベースにしたものに見直すこと。
6. 流域治水の観点で治水対策を見直し、まちづくりと一体で推進するため、流域治水条例を制定すること。
7. 地方バス路線、第三セクター鉄道など、県民の足となっている公共交通を維持するため、県として補助額を増やし、市町を支援すること。
8. コリドール構想を見直し、地域高規格道路の常総・宇都宮東部連絡道路の整備・延伸計画を見直し・中止すること。
9. 思川開発南摩ダムは利水・治水ともに事業から撤退すること。
10. 老朽化した県営住宅の耐震化や建て替え対策を前倒しで進めること。
11. 県営住宅の入居基準を見直し、空き室の多い団地では若年単身者、UIJターンの若者なども入居できるようにすること。保証人をつける要件を廃止すること。
12. 県営住宅の共用の公園、駐車場等の清掃、草刈りなどの清掃は管理者が責任を持って実施すること。空き室のベランダや階段室などの鳩の営巣防止対策を講じること。
13. 宇都宮市・芳賀町のLR Tについて、信号のない交差点など安全対策を徹底すること。西側ルートの計画について、事業の可否を含め住民投票を行い、住民合意を尊重するよう宇都宮市に助言すること。

14. 県管理道路、県有施設等の除草作業において、グリホサート、グリホシネート等を含む農薬、薬剤を使用しないこと。
15. 生活道路である県道の補修や自転車専用レーンの整備を急ぐこと。
16. 県管理河川の河岸の雑草や樹木の伐採、河床の状況など定期的に見回り、適切な整備すること。
17. 市町が管理する準用河川、小河川の氾濫が増加している。河川整備や調節地の設置など市町を支援して対策を講じること。

(各地域からの要望)

18. 宇都宮市の田川の氾濫防止対策について、床上浸水を防ぐ対策にとどまらず、床上浸水させない対策を講じること。調節地の完成を急ぐこと。
19. 宇都宮市の姿川の氾濫防止対策について、工事中の調節地の完成を急ぐとともに、上流部の河川整備計画を前倒して策定、推進すること。
20. 佐野市の飛駒地区近沢林道脇に危険な盛土が放置されている。市の許可を得ずに積み上げられたものであり、問題解決に向け県としても全力をあげること。
21. 観光地日光のまちづくりについて、「町印」のついた街灯が観光客にも好評であるが、松原町、石屋町は早期に工事が完了したためLED照明が使われていない。県として早期に切り替えを支援すること。
22. 大谷川の神橋から上流部の岸に雑木が茂り、日光グリーンスローモビリティの運行コースになっている場所では、観光客から川が見えなくなっている。大雨災害にも備えるため、早期に伐採すること。

【11】ひらかれた県政・議会・財政運営 (8項目)

1. 誰もが輝き活躍できる栃木県をつくるためにジェンダー主流化を促進すること。あらゆる施策、プランをジェンダーの視点で見直し、課題を整理し、改善計画を作成すること。
2. 国が推進する「デジタル田園都市国家構想」などデジタル化とマイナンバーカードの取得促進の政策は、個人情報の漏洩や国民総監視社会に導く危険性が懸念される。国に見直しを求めるとともに、県としてデジタル化ありき、マイナンバーカード取得や各分野の紐付け促進の施策を見直すこと。
3. ハラスメント防止や公益通報者の保護について、県が率先して取り組むこと。
4. 予算編成段階で情報公開を行い、県民に開かれたわかりやすい予算編成にすること。県各部局、教育委員会等において情報公開につとめること。
5. 「選択と集中」による行財政改革を見直し、県の公共サービス、公的役割を後退させないこと。行政需要に的確に対応し、業務の質を確保するため正規職員の削減は行わないこと。
6. 公務の民営化・市場化につながる公共施設へのPFI導入、指定管理者制度の導入

を見直すこと。公共性の強い事業は県直営とし、公共サービスの質を確保するため、業務の民間委託を行わないこと。

7. 県民税、自動車税等税の徴収にあたっては納税者の権利を保障し、行き過ぎた督促、滞納処分が行われることのないようにすること。
8. 議会予算のあり方を見直し、政務活動費の減額と透明化、公務諸費の廃止、公費による海外行政視察の中止などを県議会に要請すること。

【12】憲法と平和に関する要望 (11項目)

1. 被爆80年の節目にあたり、被爆者団体協議会のノーベル平和賞受賞を機として核兵器禁止条約への参加および締約国会議へのオブザーバー参加を国に要請すること。
2. 栃木県として非核平和県宣言を行うこと。
3. 国・石破内閣は敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を推進する岸田政権からの安全保障政策を継承するとしている。県として撤回を求めること。
4. 憲法改正は、国・地方自治体のあり方を左右する大問題であり、9条改憲には多くの国民・県民が反対している。知事として憲法第99条を遵守する立場から改憲に反対の立場を表明するとともに、憲法を生かした県政運営につとめること。
5. 集団的自衛権行使容認の2014年7月の閣議決定の撤回ならびに安保法制の廃止を求めること。
6. 米軍オスプレイの墜落事故により国民の不安が高まっている。自衛隊機を含め、オスプレイ機を国内、県内で飛行させないよう国に働きかけること。
7. 米軍のC130輸送機等の県内での訓練や、自衛隊北宇都宮駐屯地への飛来・立ち寄り等に反対すること。栃木県空域を通過する米軍機の訓練日程を掌握し、県民に周知すること。
8. 陸上自衛隊宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地の強化、海外派兵に反対すること。県内公道や市街地など演習場以外の場所での訓練を行わないよう求めること。航空学校の飛行訓練等について、深夜・早朝、保育所・学校等周辺での飛行を行わないよう求めること。
9. 沖縄県が反対している名護市の米軍新基地建設強行は、民意と地方自治を踏みにじる行為であり、反対すること。
10. 全国知事会は「日米地位協定の抜本的見直し」の提言を国に提出している。県としても見直しを求めるよう働きかけること。
11. 土地利用規制法の施行に伴い、自衛隊基地周辺（宇都宮市、下野市、上三川町）無線中継所周辺（矢板市、那須塩原市）が注視区域・特別注視区域に指定されている。指定された自治体・地域住民や土地所有者に対し、説明会を実施するよう国に求めること。

以上

